

令和2年第2回定例会12月議会提出議案概要書

議 案 目 録

- 議案第 99 号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 100 号 明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 101 号 明石市消防団条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 102 号 明石市火災予防条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 103 号 令和 2 年度明石市一般会計補正予算（第 8 号）
- 〃 第 104 号 令和 2 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 105 号 令和 2 年度明石市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 106 号 令和 2 年度明石市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 107 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 108 号 明石市職員の給与に関する条例及び明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 109 号 明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 報告第 18 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 19 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の減額措置に係る所得判定基準を見直そうとするもの。

2 内 容

所得税法において給与所得控除額及び公的年金等控除額が引き下げられたことにより、収入額に変化がない場合であっても保険料の減額措置を受けられなくなる者が生じることから、その不利益を解消するため所得判定基準を見直す。

(1) 7割減額措置に係る所得判定基準

(現行) 33万円

(改正) $43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

(2) 5割減額措置に係る所得判定基準

(現行) $33万円 + 28.5万円 \times (\text{被保険者数})$

(改正) $43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 28.5万円 \times (\text{被保険者数})$

(3) 2割減額措置に係る所得判定基準

(現行) $33万円 + 52万円 \times (\text{被保険者数})$

(改正) $43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 52万円 \times (\text{被保険者数})$

3 施行期日

令和3年1月1日

1 要 旨

大久保町八木地区について、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の構造及び用途に関する制限を定めようとするもの。

2 内 容

建築物の制限を適用する区域に、大久保町八木地区地区整備計画の区域を追加し、当該区域に次に掲げる制限を定める。

(1) 建築物の高さの最高限度

15メートル（軒の高さについては、10メートル）

(2) 建築物の用途の制限

次に掲げる建築物を、建築してはならない。

ア ホテル又は旅館

イ カラオケボックスその他これに類するもの

ウ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

エ ゴルフ練習場又はバッティング練習場

3 施行期日

公布の日

議案第101号

明石市消防団条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

高齢化等に伴い消防団員の減少が見込まれることから、消防団員を安定的に確保し、地域防災体制の強化を図るため、消防団員の定年を引き上げようとするもの。

2 内 容

満50歳である消防団員の定年を、令和2年度から段階的に引き上げ、令和11年度において満60歳とする。

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、電気自動車等に係る急速充電設備の出力の上限を引き上げるとともに、当該設備の位置、構造及び管理に関する基準を見直そうとするもの。

2 内 容

(1) 急速充電設備の出力の上限の引上げ

(現行) 50キロワット

(改正) 200キロワット

(2) 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の見直し

急速充電設備の出力の上限が引き上げられたことに伴い、当該設備に関する基準を見直す。

(例：異常を検知した場合の自動停止機能を有することを義務付け)

(3) 急速充電設備の設置の届出

出力が50キロワットを超える急速充電設備の設置に際して、消防長への届出義務を課す。

(4) その他所要の整備

3 施行期日

令和3年4月1日

今回の補正は、歳出で、新型コロナウイルス感染症対応経費として、ひとり親世帯への臨時支援給付金事業費をはじめ、高校進学を望む学生に対する給付型奨学金の対象者拡大に伴う経費、食材費の高騰に対する学校給食の安定運営のための補助金、障害児通所支援事業費のほか、マイナンバーカード申請件数増加に伴う委託料、中学校教科書改訂経費、山手環状線街路事業費等の追加を行うとともに、歳入では、国庫支出金、繰越金等を追加するもの。

また、併せて、統合型校務支援システム運用業務委託、固定資産家屋評価システム運用業務委託に係るもののほか、新年度開始前に一般競争入札方式により入札手続を行うものなどについて、債務負担行為を追加するもの。

〔 補正額 1,139,179 千円 補正後 151,218,256 千円 〕

歳 入

国庫支出金	660,156 千円	総務費国庫補助金	389,906 千円
		<small>（うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 218,453 千円）</small>	
		民生費国庫負担金	213,500 千円
		土木費国庫補助金	25,000 千円
		衛生費国庫負担金	18,750 千円
		民生費国庫補助金	13,000 千円
県支出金	113,750 千円	民生費県負担金	106,750 千円
		民生費県補助金	5,000 千円
		土木費県委託金	2,000 千円
繰入金	132,321 千円	財政基金繰入金	
繰越金	177,952 千円	前年度繰越金	
市債	55,000 千円	土木債	

歳 出

扶 助 費	623,200 千円	障害児通所支援事業費 450,000 千円 <small>(小中学校等の休校期間等における利用日数等の増加に伴う扶助費の増額)</small> ひとり親世帯に対する 臨時支援給付金事業費 120,000 千円 <small>(ひとり親世帯への臨時支援金 5万円×2,400世帯)</small> こども夢応援プロジェクト事業費 28,200 千円 <small>(奨学生の対象者拡大に伴う入学準備支援金及び学習支援委託料の増額)</small> 感染症対策事業費 25,000 千円 <small>(コロナ感染症入院患者医療費の増額)</small>
物 件 費	269,351 千円	戸籍・住民基本台帳事務事業費 172,351 千円 <small>(マイナンバーカード申請件数増加等に伴う委託料の増額)</small> 中学校管理運営事業費 48,000 千円 <small>(教科書改訂に伴う教師用教科書等購入費)</small> 幼稚園管理運営事業費 30,000 千円 <small>(公立幼稚園の給食提供日数の増加に伴う給食委託料の増額)</small> こども医療費助成事業費 15,000 千円 <small>(医療費無料化の対象年齢拡充(18歳まで)のためのシステム改修経費)</small> 河川環境管理事業費 4,000 千円 <small>(県費追加内示に伴う県管理の二級河川美化に関する委託料の増額)</small>
補 助 費 等	165,253 千円	国県補助金精算等償還金 100,000 千円 <small>(令和元年度国県補助金の実績額の確定による精算に伴う償還金の増額)</small> 小学校・中学校給食運営事業費 47,108 千円 <small>(食材費高騰等に対する学校給食の安定運営のための補助金)</small> 文化芸術振興事業費 10,000 千円 <small>(コロナ対策に取り組む文化芸術関連の公共施設への運営支援金)</small> 交通政策事業費 8,145 千円 <small>(コロナ対策に取り組む地域公共交通事業者への補助金)</small>
投 資 的 経 費	80,000 千円	山手環状線街路事業費 70,000 千円 <small>(国費追加内示に伴う補償物件に係る調査委託料の追加)</small> 水路維持管理事業費 10,000 千円 <small>(水路機能維持に係る水路の布設替え工事費)</small>
繰 出 金	1,375 千円	介護保険事業特別会計繰出金 1,375 千円 <small>(介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る繰出金)</small>

債務負担行為（追加分）

事 項	限度額(千円)	期間(年度)	
天文科学館施設維持管理業務委託	7,100	R3	
庁舎総合管理業務委託	69,111		
市税納税通知書製本及び封入封緘業務委託	12,839		
固定資産家屋評価システム運用業務委託	10,652	R3～R5	
微小粒子状物質成分分析業務委託	6,800	R3	
有害大気汚染物質等モニタリング業務委託	4,614		
水質監視分析検査業務委託	16,395		
収集事業課施設維持管理業務委託	2,970		
公園内ごみ収集及び運搬処理業務委託	10,542		
公園樹木等維持管理業務委託	46,290		
明石北わんぱく広場管理業務委託	15,278		
不法占用物等除却業務委託	3,233		
道路等維持補修工事	259,400		
街路灯新設・維持補修工事	50,200		
道路除草業務委託	9,000		
道路維持補修事業清掃等業務委託	27,417		
区画線・道路標示新設補修工事	10,000		
道路反射鏡・道路標識新設補修工事	14,000		
安全防護柵新設補修工事	15,280		
道路舗装補修工事	120,000		
街路樹維持管理事業樹木剪定等業務委託	60,600		
砂浜等清掃業務委託	14,000		
海岸施設等ごみ収集運搬業務委託	5,400		
港湾環境美化事業清掃等業務委託	8,284		
河川美化事業清掃等業務委託	19,900		
排水路浚渫工事	30,000		
学校園樹木害虫防除業務委託	5,000		
統合型校務支援システム運用業務委託	145,000		R3～R7
消防庁舎施設維持管理業務委託	4,670		R3

今回の補正は、歳出で、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料及び新型コロナウイルス感染症による保険料減免に係る還付金を追加するほか、保険給付費について執行見込による各種給付費の補正を行うとともに、歳入では、介護保険料を減額する一方、国庫支出金等を追加するもの。

〔 補正額 3,750 千円 補正後 25,429,932 千円 〕

歳 入

介護保険料 △12,800 千円 第1号被保険者
介護保険料

国庫支出金 15,175 千円 国庫補助金

繰入金 1,375 千円 一般会計繰入金

歳 出

総務費 2,750 千円 介護保険サービス事業者
指定・指導事業費

保険給付費 0 千円 地域密着型介護 △124,000 千円
サービス等給付費

介護予防サービス 72,000 千円
等給付費

高額介護サービス費 52,000 千円

諸支出金 1,000 千円 保険料還付金

議案第105号

令和2年度明石市水道事業会計補正予算（第1号）

今回の補正は、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

債務負担行為

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
施設維持管理業務委託	167,800	R3
配水管等補修工事	215,000	R3
源井設備水中ポンプ修繕	20,000	R3
水道メーター修繕	42,800	R3

議案第106号

令和2年度明石市下水道事業会計補正予算（第1号）

今回の補正は、新年度開始前に一般競争入札方式等により入札手続を行うものについて、債務負担行為の追加を行うもの。

債務負担行為

事 項	限度額 (千円)	期間 (年度)
下水道各種施設維持管理及び取付管設置等工事	195,000	R3
浄化センター・ポンプ場維持管理業務委託	11,030	R3
浄化センター・ポンプ場処理施設浚渫工事	10,900	R3
汚泥運搬業務委託	62,000	R3
浚渫汚泥処分業務委託	14,300	R3

1 要 旨

道路整備事業による新設道路を市道路線として認定しようとするもの。

2 内 容

(1) 今回認定する路線

ア 路線数	1 路線
イ 延長	65メートル
ウ 面積	570平方メートル

(2) 認定後の路線

ア 路線数	3, 157 路線
イ 延長	641, 504メートル
ウ 面積	4, 627, 551平方メートル

議案第108号

明石市職員の給与に関する条例及び明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の期末手当の支給率を改定しようとするもの。

2 内 容

(1) 期末手当の支給率の改定（100分の5の引下げ）

ア 令和2年度12月期

（現行）100分の130 → （改正）100分の125

イ 令和3年度6月期以降

（現行）100分の125 → （改正）100分の127.5

(2) 会計年度任用職員及び任期付短時間勤務職員の期末手当の支給率を(1)に準じて改定する。

3 施行期日

公布の日。ただし2の(1)イ及び(2)は、令和3年4月1日

議案第109号

明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を改定しようとするもの。

2 内 容

期末手当の支給率の改定（100分の5の引下げ）

（1）令和2年度12月期

（現行）100分の222.5 → （改正）100分の217.5

（2）令和3年度6月期以降

（現行）100分の217.5 → （改正）100分の220

3 施行期日

公布の日。ただし、2の（2）は、令和3年4月1日

報告第18号
〈
報告第19号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第18号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年9月18日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 1,186,900円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和2年6月27日市民生活局環境室収集事業課の職員が坂道にごみ収集車を停車して粗大ごみの積込み作業をしていたところ、当該ごみ収集車が坂道を下り出し、明石市中朝霧丘の相手方住居の擁壁に衝突し、擁壁及びカーポートに損害を与えたもの。
第19号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年10月12日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 151,248円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和2年9月28日明石市二見町西二見290番地の1の西二見サクラ公園において、都市局都市整備室緑化公園課の職員が草刈機を使用して除草作業をしていた際、当該作業による飛散物が隣接する道路上に駐車中の相手方軽乗用車に当たり、損害を与えたもの。